

大総 214号
平成19年9月25日

教職員各位

理事長 宝田 良一

本学における研究費不正使用防止の取組について（通知）

昨今の研究者の研究費不正使用問題を直接的な契機として、文部科学省において研究費の不正使用問題について検討され、「研究費の不正対策検討会報告書（平成18年12月26日）」（以下、報告書）、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成19年2月15日文部科学大臣決定）」（以下、ガイドライン）が示されました。

昨今の競争的資金における不正流用問題等により失墜した研究機関の信用回復のために、文部科学省が競争的研究資金の現状と課題を整理し、各研究機関が行うべきことを指針として示したものです。そして各研究機関はガイドラインに沿った適正な研究資金の管理を要請されており、今後、ガイドラインに沿った取り組みを文部科学省に対して報告する必要があります。

既に他大学においてもガイドラインに沿った取組が始まっており、本学としても社会的に適正と認められ、かつ本学に適した制度・体制を構築する必要があります。そして取り組み状況を対外的に公開し、本学が適正に競争的研究資金を活用していることをアピールしていく必要があります。

これらの取り組みは煩わしいものもありますが、取り組みを適正に行い、アピールしていくことで結果的に本学及び本学で業務に従事する教職員を守り、本学の発展に貢献するものとなります。教職員の皆様におかれましては、その点を充分ご理解していただき、取り組みにご協力をお願いします。

最後に、どのような理由であれ不正は絶対に許されないものです。このことを教職員ひとりひとりが改めて認識し、法人において決して不正が起きないよう業務に従事していただくことをお願い致します。

以上